

附章 世界文化遺産に係る取扱い

(1) 世界文化遺産としての垣ノ島遺跡の価値

ア 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の概要

垣ノ島遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、北海道、青森県、岩手県、秋田県に所在する17の縄文遺跡で構成されており、令和3(2021)年7月27日の第44回ユネスコ世界遺産委員会拡大合会において以下の「顕著な普遍的価値(OUV: Outstanding Universal Value)」が認められ、資産名「Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan」として世界遺産一覧表に記載された。

顕著な普遍的価値(OUV)とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって、現代だけでなく将来世代に共通した重要性を持つ、いわゆる世界遺産としての価値である。「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、北東アジアにおける世界的にも稀な長期間継続した採集、漁労、狩猟文化による定住の開始、発展、成熟の過程および精神文化の発展をよく表しており、農耕文化以前における人類の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として、顕著で普遍的な価値を持つ。

(ア) 顕著な普遍的価値の骨子(総合的所見)

本資産が位置する北海道・北東北は、山地、丘陵、平地、低地など変化に富んだ地形であり、内湾又は湖沼及び水量豊富な河川も形成されている。冷温帯落葉広葉樹の森林が広がり、海洋では暖流と寒流とが交差し豊かな漁場が生まれ、サケ・マスなどの回遊魚が遡上する、恵まれた環境にあった。

人々は、この環境のもとで食料を安定して確保するとともに、約1万5千年前には土器を使用して、定住を開始した。その後、1万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境の変化に適応しながら、採集・漁労・狩猟を基盤とした生活を継続した。

また、定住開始のごく初期から精緻かつ複雑な精神文化を構築した。墓地を作り、祭祀・儀礼の場である捨て場や盛土、環状列石などを構築し、祖先崇拝や自然崇拝とともに、自然の豊穡への祈念や互いの紐帯の確認などが世代を越えて行われていた。

このように、本資産は北東アジアにおける農耕文化以前の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として顕著な普遍的価値を持つ。

(『北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録推薦書』2020年 日本国より)

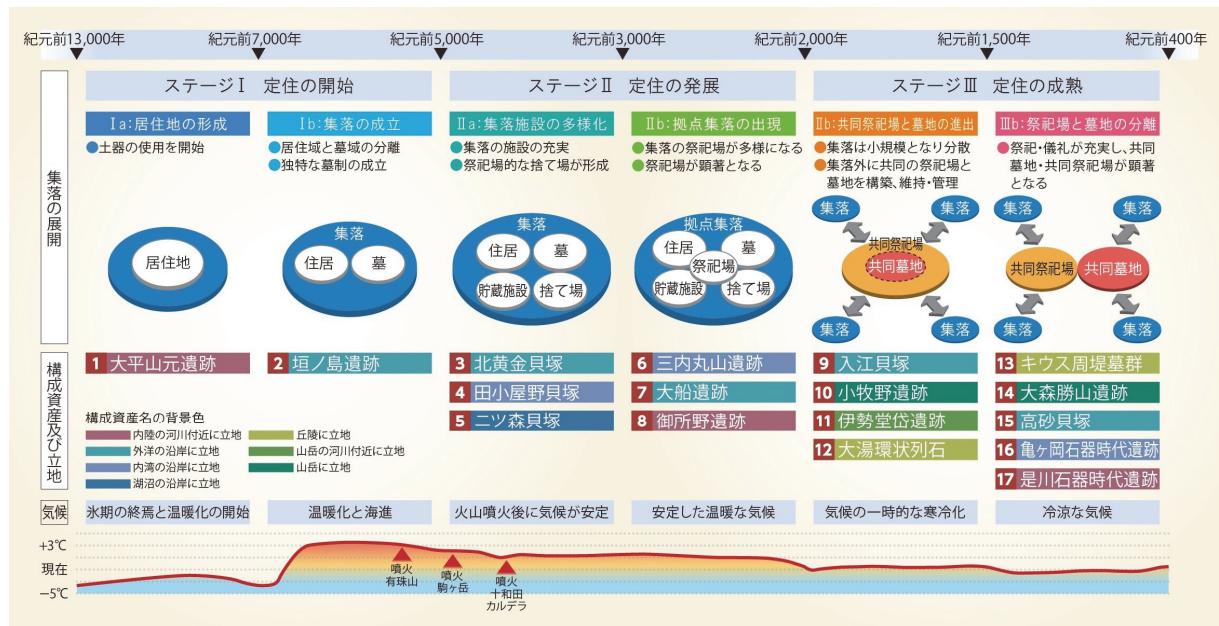


図附-1 世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産および関連資産とその位置

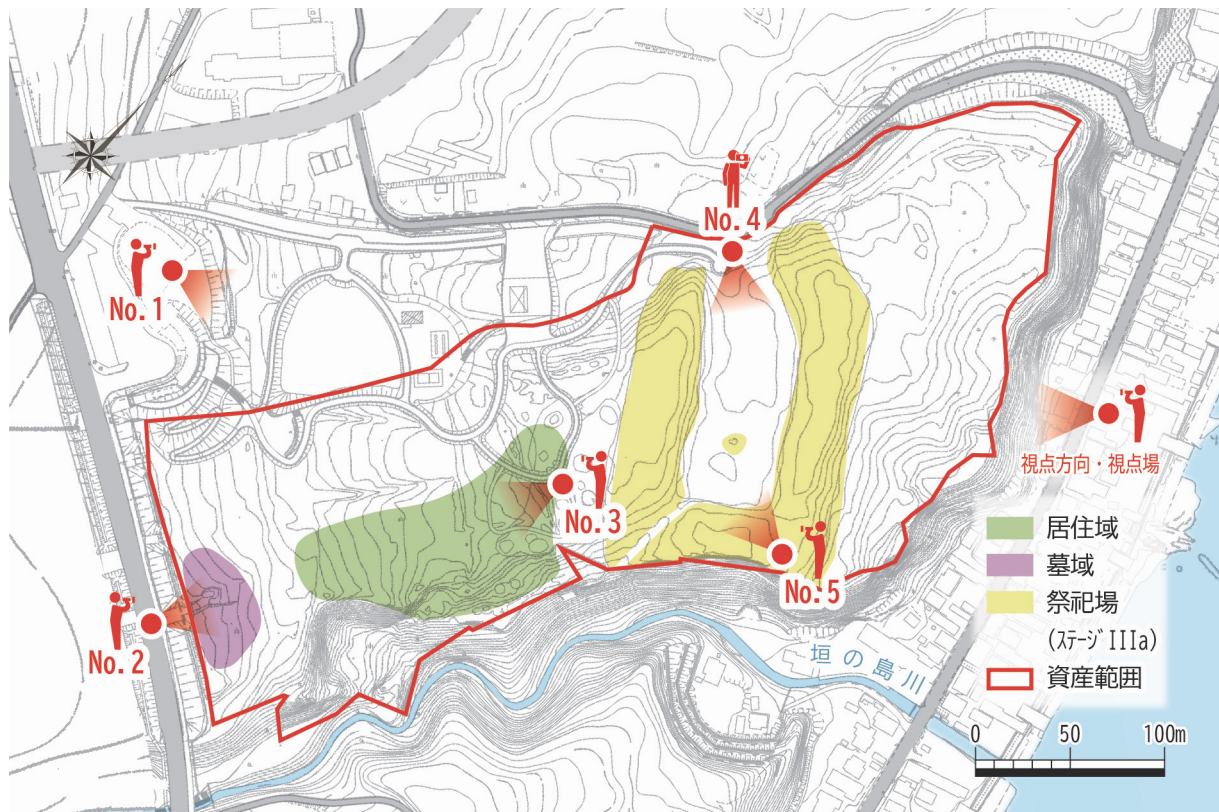
イ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産としての垣ノ島遺跡の価値

17の構成資産は、各遺跡の構造の変遷や立地環境により、定住の開始、発展、成熟の過程を示す6つのステージ（3つのメインステージとそれぞれ2つのサブステージ）に分類される。

垣ノ島遺跡は17の構成資産の2番目として「ステージⅠ 定住の開始」における「Ⅰb：集落の成立」に分類され、居住域と墓域の形成により日常と非日常の空間が分離されたことを示すとともに、特徴的な土坑墓や副葬品などから、当時の葬制や精神性が窺える集落跡として位置付けられている。



図附-2 集落展開および精神文化に関する6つのステージ



図附-3 遺構概念図および視点場の設定箇所 (S=1/4, 000)

垣ノ島遺跡の顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（竪穴建物跡，土坑墓）
- 立地（外洋の沿岸付近の海岸段丘）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品
土器，狩猟具（石鏃），加工具（石皿，磨石），漁労具（石錘），精神性を示す遺物（足形付土版）など

（ア）資産の説明

居住域・墓域の分離など集落内の機能分化の開始を示す集落

本構成資産は、北海道南西部渡島半島東岸の函館市南茅部地区に所在し、垣ノ島川左岸の標高約32～50mの海岸段丘上に立地する。水産資源豊富な太平洋に面し、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹が広がる環境である。

集落は、定住開始期後半（ステージⅠb）に位置づけられ、段丘中央部には地面を掘込み耐久性があり長期間居住できる竪穴建物による居住域，その南側に墓域が形成され，居住域と墓域とが分離し集落内での機能分化が見られる。このことは土地利用について日常と非日常の空間が区別されていたとともに，墓地の構築は土地に対する愛着を示すものでもある。

墓には，子どもの足を押捺した足形付土版が副葬されることがあり，この地域独特の葬送であるとともに，高い精神性を示している。

生業では竪穴建物から漁網用の石錘が多く出土するなど，特に漁労が活発に行われていたことがわかる。

なお，定住の成熟期前半（ステージⅢa）にも祭祀場である大規模な盛土が形成され，活発な祭祀・儀礼が行われていた。

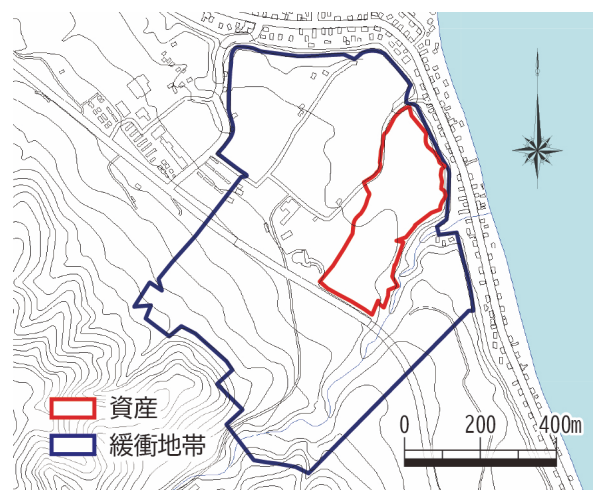
本構成資産（BCE7,000年頃）は，定住の開始期後半の集落跡であり，海進期と沿岸地域における生業の在り方及び耐久性のある竪穴建物の出現，さらに居住域と墓域の分離など，集落における機能分化の開始を示し，精神文化の様相がわかる重要な遺跡である。加えて成熟期前半（BCE2,000年頃）には祭祀場である盛土の形成も特筆される。

（『北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録推薦書』2020年 日本国より）

（2）資産および緩衝地帯の設定

世界遺産においては，世界遺産に登録された範囲である「資産」（プロパティ）と，資産の顕著な普遍的価値を持続的に保護するため周囲に必要な不可欠な範囲として「緩衝地帯」（バッファゾーン）が設定され，適切な保存管理のためにこれらの一体的な保全が必要とされている。

垣ノ島遺跡においては，顕著な普遍的価値を示す遺構や遺物が検出された範囲を資産としており，史跡指定範囲の約8割を占める。



図附-4 資産および緩衝地帯の範囲（S=1/2万）

垣ノ島遺跡の構成
資産としての
基本情報

- 位置：N41° 55′ 45″ E140° 56′ 54″
- 資産面積：7.6ha
- 緩衝地帯面積：53.5ha

資産の範囲全体が保護盛土によって被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。なお、資産の範囲は第6章(4)現状変更等の取扱基準において設定したI a地区：遺構集中分布エリアと一致する。

緩衝地帯は、資産の顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、その価値を理解するために必要な範囲として設定されるものであり、垣ノ島遺跡においては構成資産から視認できる範囲として、北・東側は段丘の縁辺部を、南側は急傾斜面手前の山稜から山腹まで、西側は道路を境界線としている。

さらに、緩衝地帯は景観法に基づく「函館市景観計画」において、縄文遺跡群都市景観形成地域に定められている。同計画において、建築物等の高さや形態意匠等を制御・誘導することで、遺跡と調和した景観形成が図られているほか、遺跡の内外に設けられた5か所の視点場からの眺望を保全するため、工作物等の高さを制御している（第6章(3)参照）。

(3) 保存管理体制

ア 「北海道・北東北の縄文遺跡群 包括的保存管理計画」

本計画は、資産および緩衝地帯の保全の根拠となる各法令・制度等との整合性を図りながら、世界遺産への推薦にあたって必要とされる資産全体の保存・管理および整備・活用に関する方針と具体的内容を示したものである。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、北海道、青森県、岩手県および秋田県ならびに構成資産を所管する地方公共団体で構成する縄文遺跡群世界遺産登録推進本部により、学識経験者によって構成される縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会および文化庁の指導・助言のもと、協議を経て令和元(2019)年12月に本計画が策定された。世界遺産登録後は、景観保全等の具体の取組を踏まえて改訂を行い、縄文遺跡群の包括的な保存管理体制として設置した縄文遺跡群世界遺産本部における協議を経て、令和4(2022)年5月に本計画の改訂版が策定された。現在、今後の縄文遺跡群の保存・活用の取組方針等を反映した計画の改訂が進められている。

イ 「北海道・北東北の縄文遺跡群 保存活用推進行動計画」

本計画は、包括的保存管理計画に基づいて、縄文遺跡群の価値の保全と両立した公開・活用を実現するための基本的な理念や方針を共有し、合わせてその実現のために必要な施策の方向性、具体的な取組内容を示すものである。現在は、令和元～5(2019～2023)年までの設定としていた現行計画を延長し、包括的保存管理計画の改訂や縄文遺跡群を取り巻く情勢の変化等を踏まえて、見直しを行うものとされている。

ウ 遺産影響評価（HIA）

遺産影響評価（HIA：Heritage Impact Assessment）は、世界遺産に登録された資産の範囲，緩衝地帯およびその周辺において計画された開発事業等が世界遺産の価値に与える影響を事前に評価することである。

縄文遺跡群を持続的に保存・保全するための遺産影響評価の方針や手順等を示した「北海道・北東北の縄文遺跡群の保全に係る遺産影響評価指針」が令和4（2022）年3月に策定され，関係地方公共団体ではこの指針に基づき，開発事業の計画段階に事業者と協議・調整等を行い，縄文遺跡群の価値に負の影響を及ぼさないよう，または影響を最小限にするための方法を導き出し，資産の保全と事業実施に向けた合意形成を図ることとしている。

エ 経過観察

顕著な普遍的価値の確実な保持，維持・管理，防災，危機管理に関する体制の充実や技術の向上を目的として，資産および緩衝地帯に影響を与える諸条件に対する適切な指標を設定し，定期的かつ体系的な経過観察（モニタリング）を実施している。

北海道，青森県，岩手県，秋田県および構成資産を所管する地方公共団体は，年度ごとの経過観察結果について年次報告書を作成し，「北海道・北東北の縄文遺跡群」の公式ホームページ（<https://jomon-japan.jp/>）で公開している。さらに，資産およびその周辺の保全状況については，縄文遺跡群世界遺産本部が6年に一度評価を実施し，保存管理状況報告書としてまとめ，文化庁を通じてユネスコの世界遺産委員会へ提出し，審査を受けることとなっている。



No. 1：南西側の縄文文化交流センターから資産全体の範囲を望む



No. 2：南側のバイパス沿いから墓域の範囲を望む



No. 3：資産中央から居住域の範囲を望む



No. 4：西側の市道沿いから祭祀場の範囲を望む



No. 5：東側の垣の島川沿いから祭祀場の範囲を望む

写真附-1 視点場からの眺望